

●香川県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

香川県監査委員	三谷和夫
同	大西均
同	香川芳文
同	森裕行

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
高松南警察署	平成31年1月15日
高松西警察署	平成31年1月16日
小豆警察署	平成31年1月17日
丸亀警察署	平成31年1月23日
坂出警察署	〃
交通企画課	平成31年1月25日
交通指導課	〃
交通規制課	〃
運転免許課	〃
交通機動隊	〃
高速道路交通警察隊	〃
公安課	〃
警備課	〃
機動隊	〃
生活安全企画課	平成31年1月28日
人身安全対策課	〃
少年課	〃
生活環境課	〃
地域課	〃
通信指令課	〃
刑事企画課	平成31年1月29日
捜査第一課	〃
捜査第二課	〃
組織犯罪対策課	〃
鑑識課	〃
科学捜査研究所	〃
警察学校	〃
総務課	平成31年1月30日

広聴・被害者支援課	〃
企画課	〃
人事課	〃
監察課	〃
会計課	〃
厚生課	〃
情報管理課	〃
東かがわ警察署	平成31年2月13日
さぬき警察署	〃
高松東警察署	〃
高松北警察署	〃
琴平警察署	〃
三豊警察署	〃
観音寺警察署	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

駐在所報償費の支出について、債権者の住所を誤って記載していたものがあった。(三豊警察署)

イ 契約について

冷暖房機器保守点検及び整備業務を随意契約で締結するに当たり、2者以上の者から見積書を徴収する必要があったが、1者が辞退したため、他の1者の見積書により契約の相手方を決定していた。(琴平警察署)

(3) 検討指示事項

ア 支出について

検視などに立ち会った医師に対する謝金について、医師が所属する医療法人等へ支払うこともできるよう明記するなど、取扱要領の見直しを検討する必要がある。(捜査第一課)